

巻町における原子力発電所建設についての住民投票に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、巻町における原子力発電所(以下「巻原発」という。)の建設 について、町民の賛否の意思を明らかにし、もって町行政の民主的かつ健全な運営を 図ることを目的とする。

(町民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、巻原発の建設に対する賛否について、町民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の実施とその措置)

第3条 住民投票は、町長が議会の同意を得て実施するものとする。

2 町長は、巻原発予定敷地内町有地の売却その他巻原発の建設に関する事務の執行に当たり、地方自治の本旨にもとづき住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重しなければならない。

(住民投票の執行)

第4条 住民投票は、町長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第5条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は日曜日とし、町長は投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第6条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において巻町に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において巻町の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前に
おいて、選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第7条 町長は、投票資格者について、巻原発建設に関する住民投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成するものとする。

(秘密投票)

第8条 町民投票は、秘密投票とする。

(一人一票)

第9条 投票は、一人一票とする。

(投票所における投票)

第10条 投票資格者は、投票日に自ら町民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

（投票の方式）

第11条 投票資格者は、巻原発の建設に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、巻原発の建設に反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に 入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体障害等の理由により、自ら投票用紙に○の記号 を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

（投票の効力の決定）

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

（無効投票）

第13条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（1） 正規の投票用紙を用いないもの

（2） ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

（3） ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したか確認し難いもの

（結果の告示等）

第14条 町長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、町議会議長に通知しなければならない。

（投票運動）

第15条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収等町民の自由な意思が拘束され、不当に干渉されるものであってはならない。

（投票及び開票）

第16条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票立会人その他住民投票 の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、同法施行令（昭和25年政令第89号）、同法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例によるものとする。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

2 規則は、本条例施行の日から、30日以内に制定しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成7年7月19日改正条例公布、上記の条例は改正済みの条例である。)